

公益社団法人日本小児歯科学会認定医制度施行細則

- 第1条 公益社団法人日本小児歯科学会認定医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各項にしたがうものとする。
- 第2条 規則第3条に規定する認定委員会は、委員10名以内で構成する。
2. 前条の委員は、学会会員であるとともに、認定医でなければならない。
 3. 第1項の委員は、学会地方会より推薦された者を、理事会の議をへて学会理事長が、委嘱することとする。ただし、各地方会ごとの委員の定数は1名とする。
 4. 学会理事長は、理事会の推薦する学会会員4名以内を委嘱することができる。
 5. 第3項及び第4項により委員となる者のうち、大学の専任者あるいは学外の委員の数は相互に委員総数の3分の2を越えることができない。
- 第3条 規則第7条に規定する認定委員会の常任委員会は若干名で構成され、認定委員が互選により定める。
2. 常任委員は、認定委員会業務の調整、学会理事会との連絡及び認定委員会事務に関する事項の処理を行う。
- 第4条 規則第7条に規定する小委員会は、認定委員会が必要であると認めたとき設けるものとする。
2. 小委員会の目的、業務及び委員の定数は、認定委員会で決定する。
- 第5条 認定をうけようとする者は認定申請料を添えて、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない（認定申請料は別に定める）。
- (1) 認定申請料1万円の払込の受領証のコピー
 - (2) 認定申請書（第1号様式）
 - (3) 履歴書（第2号様式）
 - (4) 研修実績証明書（第9号様式）
 - (5) 業績目録（第10号様式）
 - (6) 小児歯科専従歴証明書（第11号様式 該当者のみ）
 - (7) 小児歯科学研修に関するレポート（2000字程度）
 - (8) 歯科医師免許証（コピー）
- 第6条 前条により提出された申請書類の審査に合格した者は、規則第8条に規定される面接試験を受けなければならない。
2. 面接試験は、認定委員会の指名する指導医が行う。
 3. 面接試験は、次の各号に定める項目について施行する。
 - (1) 受験者による2年間以上の口腔管理を行った2症例の症例提示（心身障害児またはう蝕、咬合誘導、外傷等の処置を行ったもの）。
 - (2) 試験官から提示された症例について、診断および診療計画の発表。
 - (3) 小児歯科全般についての口頭試問。
- 第7条 認定委員会の審査及び面接試験に合格し、認定された者は登録料を納付すると、認定証が交付されるとともに公益社団法人日本小児歯科学会総会で報告され、小児歯科学雑誌

に掲載される（登録料は別に定める）。

第8条 規則第6条に規定する認定審査は、毎年2回実施することとし、学会は審査を開始する3ヶ月前までに、認定の申請受付日及び審査実施期間を告示するものとする。

第9条 規則第12条に規定する研修施設の指定を申請する施設の責任者は、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 研修施設指定申請書
- (2) 研修施設内容説明書
- (3) 指導医勤務に関する機関長の証明書

2. 認定委員会は、必要と認める場合は当該施設を実地調査できる。

第10条 指導医の指定を申請する者は、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医申請書
- (2) 履歴書
- (3) 学会15年間継続会員証明書
- (4) 業績目録
- (5) 学会認定医証明書

2. 研修施設における指導医の業務は、次のとおりとする。

- (1) 卒後研修カリキュラムの作成
- (2) 卒後研修の実施
- (3) 研修施設の指定

第11条 規則19条第2項に規定する施行細則で定める基準は、次の各号に定める。

- (1) 付表1の定める研修単位の加算により、認定期間5年の間に50研修単位以上を取得する。
- (2) 学会が主催する生涯研修セミナーを5年間に2回以上受講する。
- (3) 学会または関連学会において1回以上学会発表、あるいは論文発表するか、または日本小児歯科学会地方会で筆頭者名でケースプレゼンテーションを1回以上行う。

2. 付表1に定められたもの以外の研修集会については、あらかじめ認定委員会に研修認可申請書を提出し、認可申請するものとする。認定委員会は審議の上、相当の単位を与えることができるものとし、研修認可証を交付する。

3. 前2項に該当しない場合であっても、他の学会における活動等については、本人の申請により認定委員会の審議の上、相当の単位を与えることができるものとし、研修認可証を交付する。

第12条 前条の規定に基づく研修の実績は、規則第11条により交付された生涯研修記録簿に、認定医本人が記入し、研修実績報告書作成の際の参考とするものとする。

第13条 第11条の基準に該当しない者であっても、止むを得ない理由があると学会が認めたときは、認定を更新することができる。

2. 第11条の基準に該当しなかったため、認定医の資格を喪失した者が、その後の研修により同条の基準に該当するに至ったと認定委員会が認めたときは、学会は当該者の認定を更新することができる。

3. 認定医であっても65歳に達した者、又は65歳に達した日以後に認定医の認定を受けた者は、更新免除申請書を認定委員会に提出することにより、規則第19条の適用を受けない。

第14条 認定医の認定更新をしようとする者は、認定更新申請書に研修実績報告書及び手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない（更新手数料は別に定める）。

2. 認定更新の申請は、認定失効期日の1年前から行うことができる。

第15条 本制度の施行にかかわる諸手数料は次のように定める。

- (1) 認定申請料 1万円
- (2) 審査料 1万円
- (3) 登録料 3万円
- (4) 更新手数料 1万円

第16条 既納の認定申請料、登録料及び更新手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

第17条 本細則を変更する場合には、認定委員会の議をへて学会理事会の承認を得なければならない。

附則

第1条 この施行細則は、平成8年6月6日から施行する。

第2条 この施行細則は、平成13年5月17日に改正し、平成13年7月1日から施行する。

第3条 この施行細則は、平成18年3月4日に改正し、平成18年3月4日から施行する。

付表1 資格更新の研修単位（施行細則第11条関係）

研修集会（学術集会・研究会・講習会等）出席

*日数・時間にかかわらず、1回あたりとする。（3日間の学会でも1回として算定する）

日本小児歯科学会（証明シール発行） 10

- (1) 全国学会
- (2) 地方会
- (3) その他

地域単位の研修集会 5

日本歯科医学会総会 5

業績発表

学会（筆頭者のみ） 5

*小児歯科学関連の学会で、研究会を含める。少人数の会議、同好会は含まない。

論文（主または筆頭著者のみ） 5

*小児歯科関連の学術的な内容のものに限る。解説的・啓蒙的なものは除く。

(注) 公益社団法人日本小児歯科学会の全国学会・地方会で発表すれば、出席の10単位と学会発表の5単位が加算され、15単位となる。